

第 3 3 4 回

静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 録



令和 5 年 1 2 月 1 2 日

第334回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

- 1 開催日時 令和5年12月12日（火） 午後2時から
- 2 開催場所 静岡県庁 別館8階 第1会議室B
(静岡市葵区追手町9番6号)
- 3 議事内容
 - (1) 第5種共同漁業権の免許について 資料1
 - (2) 第5種共同漁業権の遊漁規則の制定について 資料2
 - (3) 目標増殖量について
 - ア 令和5年増殖実績について 資料3-1
 - イ 今後の目標増殖量について 資料3-2
 - ウ 令和6年目標増殖量について 資料3-3
 - (4) 山梨県からの漁業権切替えに係る諮問について 資料4
 - (5) 特定疾病のまん延防止に係る委員会指示について 資料5
 - (6) その他
 - ア その他の事項について
 - イ 次回開催日程について
- 4 出席者氏名

委員	牧野 悠輔	後藤 充宏	大石真依子	古畑 恵子
	平野 國行	森田 禮治	服部乃利子	和泉 誠
水産・海洋局	山下 啓道	吉野 晃博		
水産資源課	伊藤 円	田中 寿臣	安倍 基温	日吉 菜々子
- 5 欠席者氏名 秋山 信彦 関 いずみ

○伊藤課長 皆様、本日はお忙しいなか御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第334回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

なお、本日は秋山委員、関委員以外の8名が出席となっております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、平野会長よりお願いいたします。

○平野会長 こんにちは。今年も残りわずかとなりました。皆さまお忙しい中ですが、御出席いただきましてありがとうございます。日頃は委員会の審議を協力的にやっていただき、無事1年過ごすことができました。ありがとうございます。それでは第334回内水面漁場管理委員会を始めさせていただきます。

○伊藤課長 ありがとうございます。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、平野会長より御指名願います。

○平野会長 それでは、本会の議事録署名人につきましては、大石委員と服部委員にお願いいたします。

○伊藤課長 なお、以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、平野会長にお願いいたします。

○平野会長 それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。早速、議事に入ります。議事の(1)は「第5種共同漁業権の免許について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事 それでは、議事1について説明させていただきます。資料1を御覧ください。第5種共同漁業権の免許について(諮問)です。

Iの概要を説明いたします。静岡県の各内水面漁業協同組合が免許を受けている内水面の漁業権が、10年間の免許期間を令和5年12月31日をもって満了するため、令和6年1月1日付けで切替えを予定していることについて、前回の委員会でも認可されました漁場計画を、令和5年8月18日付けで県の公報で告示しました。この告示に基づいて、10月いっぱい期間を設け申請書の受付を開始しました。その結果、25の漁協から全て期間内に滞りなく申請が出されました。30件の漁場計画に対し、25漁協から申請がありました。

IIの申請書類内容について説明いたします。基本的に漁業権免許申請に提出してもらう書類は、(1)漁業権免許申請書、(2)定款、(3)履歴事項全部証明書という登記事項証明書、(4)総会、総代会の議事録謄本、(5)増殖及び漁業生産力の発展に関する計画という事業計画書、(6)各市町の証明願と漁業法第72条第2項第2号の要件を満たすことを証する書類である適格性証明書、

(7)設定した漁場計画の中で漁場の敷地所有者又は水面の占有者の同意を要する場合に提出してもらう占有者同意書となります。最後の占有者同意書について、

漁場の敷地所有者又は水面の占有者というのは、例としてダムや発電所となります。申請書類の見本として、伊東市松川漁業協同組合の申請書類が8ページから15ページにありますので、そちらを御覧ください。次に、戻っていただいて6ページと7ページを御覧ください。こちらが、申請書類について各漁協からの提出状況を一覧にしたものになります。基本的には各漁協から全ての書類がそろっています。また、内共第17号と内共第23号については共同で申請を行っています。内共第17号は大井川漁協と新大井川漁協、内共第23号は佐久間ダム漁協と長野県の下伊那漁協による共同申請です。そのため、代表者選定届と共同申請理由書も一緒に提出してもらいました。

1ページにお戻りください。漁業法の第71条第1項には次のいずれかに該当する場合は漁業を免許してはならない、となっております。一、申請者が漁業法72条に規程する適格性を有する者ではないとき、二、海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があったとき、三、その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき、四、免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないときです。いずれの申請も、漁業の免許をしてはならない場合に該当しておりません。法的要件を満たしており、免許しても差し支えないと判断しました。

Ⅲの諮問の内容です。第5種共同漁業権の免許について、申請のあった伊東市松川漁協ほか24組合への免許を許可してよろしいかお諮りするものであります。また、許可の際には、令和6年1月1日浜松市の行政区再編に伴い、申請人の住所について入野漁業協同組合と都田川非出資漁業協同組合の区名を変更します。事務局からは以上です。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 平野会長 特に御質問等ないようでございますので、議事の（1）でございしますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（1）については、決定ということで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（2）は「第5種共同漁業権の遊漁規則の制定について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 続いて、議事2について説明させていただきます。資料2を御覧ください。第5種共同漁業権の遊漁規則の制定について（諮問）です。
- Iの概要を説明いたします。先ほどの漁業権切替えに伴いまして、現行の遊漁規則、行使規則も令和6年1月1日から新規で制定するという形になります。新

たに制定する形ですが、内容が今までから大きく変更してもらうのではなく、現行と相違がなければ基本的には内容は今までとおりにということになります。その中で、遊漁料の納付方法や遊漁証の交付について、釣りチケやフィッシュパス等のオンラインシステムによる方法を実施している漁協はその内容を追加、遊漁料の納付先について規則に記載、遊漁証と漁場監視員証の様式を廃止しその内容事項を記載することを共通の追加項目として行っていただきました。内容の変更について、今回の漁業権切替えで漁場区域や対象魚種に変更があった場合には、その内容を反映して申請してもらっています。また、遊漁規則の制定であり、変更ではないため、従来の遊漁規則の変更の際に徴する変更理由書等はございません。このことについて、漁業権切替えを行う伊東市松川漁業協同組合ほか24組合から遊漁規則の認可申請がありました。

遊漁規則の内容についてですが、同時に申請のあった行使規則の内容も確認し、漁業法第171条第5項第1号に規程されている、遊漁を不当に制限するものではないと判断しました。

詳細について、3ページを御覧ください。遊漁規則の一覧表となっています。全ての申請内容を記載してありますが、第1号の伊東市松川漁協を例に取り上げさせていただきたいと思えます。第1号の伊東市松川漁業協同組合の遊漁規則の中では、魚種があゆ、あまご、にじます、そして遊漁期間が各魚種ごと御覧のように定められております。また、全長の制限があゆ7cm、あまご12cm、にじます12cmとなっております。区域・漁法の制限につきましては、また後ほど御説明させていただきます。飛びまして、遊漁料の納付義務等ですが、漁場区域内で遊漁をしようとするものは、あらかじめ遊漁料を納付しなければならない、となっております。続きまして、釣り大会のための遊漁制限についてです。組合が釣り大会等を開催するため遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。2、組合は前項の制限をしようとする場合は、その10日前までに公示をする、となっております。続きまして、遊漁証に関する事項についてです。1、組合は遊漁料の納付を受けたときは、遊漁証を交付する。2、遊漁証は他人に貸与・譲渡してはならない、となっております。1について※でもあるように、遊漁証はオンラインシステムで発行されるものを含みます。続きまして、遊漁に際し守るべき事項についてです。1、遊漁者は遊漁をする場合には遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。2、遊漁者は、遊漁に際し漁場監視員の指示に従わなければならない。3、遊漁者は互いに適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。4で、遊漁時間は日の出から日没までとする、となっております。続きまして漁場監視員についてですが、1、漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。2、漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ監視員であることを示す腕章をつけなければならない、となっております。続いて、違反者に対する処置として、組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、または以後、その者の遊漁を拒絶することがある、となっております。また、最後にこの遊漁規則の施行日は令和6年1月1日となります。今お伝えしました伊東市松川漁業協同組合の遊漁規則の内容が、ほぼ、ほかの漁業協同組合の方でも定められております。各漁協独自に定められた内容等については、この一覧表のとおり

となっております。

先ほど申しました区域・漁法の制限についてですが、ページをめくっていただきまして、別表としてまとめてあります。5ページの別表1-1ですが、こちらは漁具、漁法、区域、漁期についてのそれぞれの詳細一覧表となっております。さらにページをめくっていただき、9ページの別表の1-2について、こちらは各漁協の禁漁区域とその禁漁期間の一覧表になります。

またページをめくっていただき、13ページを御覧ください。各漁協の日券や年券、特殊料金等の新しい遊漁料の一覧表となっております。また15ページの別表2には、旧遊漁証の、つまり現行の遊漁料から変更となった部分についても記載しております。矢印となっているものは、現行から変更はないということになります。

続きまして18ページを御覧ください。こちらが今までの遊漁規則全体の中で現行の規則から変更のあった部分を一覧にした表となります。例えば、伊東市松川漁協の魚種でうなぎが×となっているのは、漁業権魚種から外したため規則から削除した、ということになります。遊漁規則の内容については以上となります。1ページにお戻りください。

原野谷川非出資漁業協同組合（内共第19号）の遊漁規則について説明いたします。今回の漁業権切替えに際し、全魚種、全期間、全区域でキャッチアンドリリースのみとする内容の行使規則と遊漁規則の認可申請がありました。この内容について水産庁に確認を行ったところ、全面キャッチアンドリリースでは漁業を営むことが出来ないため、漁業権の意味を成さない不適切な内容、という指摘を受けました。そのため、行使規則と遊漁規則の内容を変更するよう原野谷川漁協に伝え、速やかに変更手続を行うとの了承を得ました。今回の原野谷川漁協の遊漁規則については、今後変更を行うという前提での認可申請であることを御承知おきください。

Ⅱの諮問の内容です。今回の諮問内容は、伊東市松川漁業協同組合ほか24組合からの遊漁規則の認可申請について別紙のとおりの内容を認可してよろしいかお諮りするものであります。御審議の程、よろしく申し上げます。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

- 服部委員 原野谷川漁協の遊漁規則について、資料の規則が変更後の内容となるのでしょうか。

- 日吉主事 資料の規則は、変更する内容となっております。

- 伊藤課長 ここから今後改めて、キャッチアンドリリース区域を縮小するように変更していくこととなります。

- 服部委員 漁業権の申請は10年に1度のものでありますが、10年前の申請から変わっていることはありますか。

- 日吉主事 遊漁規則に関しては、途中で変更することが可能であるため、大きく変わったということはないです。
- 服部委員 10年で申請に関して大きく変わったような点や、課題であるような点はなかったということですね。
- 日吉主事 そうです。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（２）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（２）については、決定ということで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（３）「目標増殖量について」でございます。
まずは、ア「令和５年増殖実績について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 それでは、議事の３について説明させていただきます。本議題につきましては、３段階に分かれておまして、最初に漁協の増殖実績を報告、次に今後の増殖手法について検討、最後に来年の目標増殖量を決定する、という流れになります。
まず、令和５年増殖実績について説明させていただきます。資料3-1を御覧下さい。令和５年増殖実績について（報告）です。
Ⅰの経緯を説明いたします。漁業法第168条の規定により、第五種共同漁業権を免許された者は漁業権の対象となっている水産動植物について増殖の義務を負っています。増殖の方法及び規模については、水産庁長官通知により、各都道府県の内水面漁場管理委員会が定めた増殖方法及び規模（目標増殖量）により増殖義務を履行することとされています。また、漁協が増殖を怠っている場合は漁業法第169条第１項の規定により、増殖命令を発動することができますが、災害や魚病の発生、全国的な種苗の不足等の客観的にやむを得ない事情による場合のほか、遊漁者の減少や地域住民の減少・高齢化等により漁協の経営状況が悪化していると認められる場合は、直ちに169条１項の増殖命令を発動するのではなく、まずは増殖を着実に行えるよう、支援や助言、指導を行っていくこととしております。
Ⅱの令和５年増殖実施結果について説明いたします。Ⅰの概要として、漁業権魚種となっている11魚種のうち、ふな、うぐい、おいかわの３魚種では全ての漁業権者が目標増殖量を達成しました。一方、８魚種で目標を達成できない漁業権者が見られましたが、その理由は、種苗自体の不漁や台風２号の影響等やむを得ないものと考えられます。

2の目標を達成できなかった魚種とその理由等を説明いたします。(1)のあゆは、全漁業権23中1漁業権で目標を達成できませんでした。これは太田川漁業協同組合であり、前回の委員会でもお伝えしたように、今年の台風15号や今年の台風2号の影響により、ダムの濁水が続いたためです。

(2)のうなぎは、全14漁業権中2漁業権で目標を達成できませんでした。理由としては、①単価の高騰により、種苗を十分に調達できなかったためと、②は太田川漁協であり、前回の委員会でもお伝えしたように、台風2号の影響により、ウナギの住みかとなる場所が埋まってしまったためです。

(3)のにじますは、全14漁業権中2漁業権で目標を達成できませんでした。理由としては、①遊漁料収入が減少したためと、②は12月中旬に放流する予定でしたが、濁水状態が続いていることから放流時期をずらしたためです。年明けに来年の目標増殖量の一部と合わせて放流を実施するとのことです。

(4)のあまごは、全26漁業権中1漁業権で目標を達成できませんでした。理由としまして、放流用の種苗が大雨により、多数へい死したためです。

(5)のわかさぎは、1漁業権が漁業権対象魚種としておりますが、目標を達成できませんでした。理由としては、供給元が不漁のため出荷不能となり、他でも確保ができなかったためです。

(6)のいわなについても、1漁業権が漁業権対象魚種としておりますが、目標を達成できませんでした。理由としては、地元固有種を生産し放流する予定であったが、生産が難航したためです。

(7)のもくずがには、全4漁業権中3漁業権で目標を達成できませんでした。理由としては、種苗が入荷せず十分に確保できなかったためです。

(8)こいについては、KHVまん延防止のため、全国的に放流による増殖を自粛しており、本委員会の指示により県内全漁協で放流をストップしているところ です。

以降のページは、県内の漁協ごとの増殖実績となり、詳細が記載されておりますので、御確認ください。令和5年増殖実施結果の報告は以上です。

○平野会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○服部委員 井川漁協のあまご放流について、ずっと目標を達成できていない状態となっておりますが、大変な状況なのでしょうか。

○日吉主事 井川漁協につきましては、管理体制で人手が足りないということで、大雨の時にすぐに対応ができない部分があったようです。しかし、今回防犯カメラを設置したとのことで、管理を強化できるため今後は変わってくると思います。

○服部委員 ヒアリングして、対策をとっていただいていると分かれば良いです。

○和泉委員 稲生沢について、あまごを1,500尾くらい放流しています。その後の調査をしていないが、なかなかあまごが増えない状態です。カワウの餌になっている可能性

や、放流場所が適正な場所であったかどうか分からないこともあります。意外と毎年放流していても、増えない状況です。

○牧野委員 興津川も同じです。カワウの餌になっていると言われてしまいます。

○平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（３）のアでございますが、終了してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（３）のアについては、終了いたします。

○平野会長 続きまして、イ「今後の目標増殖量について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事 続いて、今後の目標増殖量について説明させていただきます。資料3-2を御覧ください。

I の本年の目標増殖量の考え方を説明いたします。目標増殖量については、これが各漁協の負担となり経営を圧迫している可能性があるなどの理由から、平成29年から見直し作業を進めた結果、第317回委員会において、前年の目標増殖量を単に踏襲する平成30年以前までの方法を見直しました。さらに、毎年度の委員会において、漁協からの要望を基にした修正を加え、現在以下の考え方で目標増殖量を算出しております。例年御説明している内容にはなるのですが、本議題は年に1回しかございませんので今一度簡単に御説明させていただきます。

うなぎ、うぐい、おいかわ及びこいを除く魚種については、資料記載のとおり
の計算方法で目標増殖量を算出しております。採捕者数については、直近5年間の採捕者数の5つの値のうち、最高値、最低値を除いた3つの値の平均を求めた上で、平成21年度の採捕者数に対する比率を求めます。この比率を基準となる目標増殖量に掛けることで、目標増殖量を求めております。これは遊漁者数が減った分、目標増殖量を減らしていくという考え方になります。基準となる目標増殖量については、県内全漁協で目標増殖量を達成した平成21年の目標増殖量を原則としており、平成26年の免許更新時に目標増殖量に変更のあった漁協は平成26年の目標増殖量とします。また、令和6年の目標増殖量までは、基準となる目標増殖量又は令和元年目標増殖量のいずれか低い方を上限としており、令和7年以降見直しとなっております。これは現在、漁協が回復を図っていく最中で、上記の計算式を適用した場合、目標増殖量が増えてしまうからです。

次に、うなぎについては、漁協への負担が単価によって左右されるため、基準年の単価を基準として、前年度の単価との変動比率の逆数を基準となる目標増殖量に掛け合わせるにより、目標増殖量を求めております。これにより、うなぎ単価が高いと目標増殖量が少なくなります。うなぎについても、令和6年の目標増殖量までは、令和元年目標増殖量を上限としており、令和7年以降見直しと

なっております。

うぐい、おいかわ及びこいについては、前年の目標増殖量を維持しております。これは、うぐい、おいかわが産卵場造成によること、こいは放流を自粛しているためです。

にじますについては、目標増殖量の単位を「尾数」と「kg」で選択可能としております。これは、キャッチアンドリリースの特定区などを定める漁協が増える中、大型のにじますを放流する漁協と稚魚などの小型のにじますを放流する漁協とで、負担が異なるためです。にじますの重量に関しては、全漁協からの報告を元に重量の平均を求めております。

次にⅡの来年（令和6年）の目標増殖量の考え方について御説明します。平成30年の目標増殖量の見直しの後、令和4年度には、県内26漁協中11漁協の当期利益が黒字になるなど、一定の効果が見られました。来年は、令和4年度の目標増殖量の考え方を基本としつつ、漁協からの要望等を踏まえ、以下のとおり検討を行います。

1、漁業権漁場の変更について。漁業権の切替えに伴い漁業権漁場が拡大・縮小したものについては、切替え前後の漁場面積の比率を基準となる目標増殖量に反映させました。

2、新規対象魚種の追加について。漁業権の切替えに伴い、内共第27号が漁業権魚種にわかさぎを新たに加えました。このわかさぎの目標増殖量を算出するにあたり、基準となる目標増殖量について、平成15年以前に漁業権を有していた水窪川漁協に定めていた目標増殖量である100万粒としました。

3、うなぎの目標増殖量の算出方法について。うなぎの単価のみで目標増殖量を算出した場合は、採捕者数が考慮されていないことから、現在の算出方法に採捕者数の比率を乗じて算出を行います。うなぎも、うぐい、おいかわ及びこいを除く魚種と同様に、採捕者数が減った分、目標増殖量を減らしていくという考え方もふまえたこととなります。

4、もくずがに目標増殖量の単位について。近年、不漁によりもくずがにの種苗の入手が困難になっており、目標増殖量の未達成が続いております。これに対し、漁協からは、従来よりもサイズの小さい種苗を放流した場合でも放流義務を達成できるよう、放流できるもくずがにの単位を、重量から尾数に変更して欲しい旨の要望が寄せられてきた。この点に関し、参考文献を元にした考え方で、稚ガニを放流した場合の尾数計算を検討しました。

（1）再捕率の推定。①鹿児島県での研究事例より、下流にダムがあることで自然遡上が阻害されている河川での調査結果では、平均甲幅7mmの稚ガニ1万尾を放流し、1年後に甲幅5cm以上のかにで293尾（再捕率2.93%）が再捕されていきました。②山口県での研究事例より、人工池で飼育した結果として、平均甲幅3mmの稚ガニ9万尾が、20日後に平均甲幅5mmに成長し、そのときの生存数は7万尾（生存率77.8%）で、平均甲幅3mmの稚ガニ15万尾が、2ヶ月後に平均甲幅7.2mmに成長し、その時の生存数4万3千尾（生存率28.7%）でありました。①と②の結果から、放流サイズ毎の生存率を推定すると、甲幅5cm以上に達した時の生存率は、1）3mmの稚ガニを放流した場合には0.84%、2）5mmの稚ガニを放流した場合には1.08%、3）7mmの稚ガニを放流した場合には2.93%となりま

す。

(2) 甲幅と体重の関係。甲幅と体重の関係から、従来放流していた甲幅5～6cmサイズの体重は、1尾約100gであり、1kgは10尾となります。

(3) 稚ガニで放流した場合の換算尾数。5～6cmのカニを1kg放流する代わりに、稚ガニを放流する場合の換算尾数は、1) 3mmの稚ガニであれば、放流数は1,190尾、2) 5mmの稚ガニであれば、放流数は930尾、3) 7mmの稚ガニであれば、放流数は340尾となります。以上が検討内容となります。

最後に、Ⅲの来年(令和6年)の目標増殖量についてです。4ページを御覧ください。こちらにつきましては、うなぎ以外は昨年度と変更ございませんので、同様の考え方で進めて参ります。うなぎはⅡで説明したように、従来の算出方法に採捕者数を乗じる方法にいたします。今後の目標増殖量については以上です。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 服部委員 もくずがにについてですが、興津川漁協さんは毎年目標増殖量の放流を実施できている中で、大きさにより再捕率が変わることを考慮して、放流サイズに応じた目標増殖量を定めることについて、どう考えているかお伺いしたいです。
- 牧野委員 各方面や仲間から情報を入手したり、浜松から集めています。
- 服部委員 小さいサイズで大丈夫なのでしょうか。集めやすくなるのでしょうか。
- 牧野委員 それもありますが、川の状況が悪いです。川が濁っていたりして、放流してもその後がどうなっているか分からない状態です。
- 服部委員 小さなサイズになって、確保しやすくなりますか。集めやすくなるのか。
- 牧野委員 あまり関係ないです。
- 伊藤課長 手段を増やす、ということです。浜名湖産だけではなく、5cmサイズのものが購入できたらそれを放流する、小さい稚ガニが購入できたらそれを放流するといった選択ができるようにしました。ずっと放流できていない漁協もある中で、大きいサイズが入手できなくても、小さいサイズが入手できたら換算して行っても大丈夫ですよということで、少しでも目標を達成していただければと。
- 服部委員 稚ガニなら入手しやすいのかな、と。
- 伊藤課長 購入できるかどうかですね。生産しているところは、他県にもありますが。
- 和泉委員 河津川漁協さんから、他県で種苗生産している場所があること、稚ガニを購入できるという話を聞きました。今まで重量での放流だったが、数量で放流できな

いか、ということで昨年も話をさせていただいて、県の方で検討していただき、こうして数字が示されて大変ありがたく思っています。例えば、7mmの稚ガニを1万尾放流するとなると、いくらになるのかというのは分からないでしょうか。

○伊藤課長 分からないです。また、他県から購入しようとする、まずは自分の県の漁協に提供するため、他県に提供するか不明のため購入できるかどうか問題になります。

○平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(3)のイでございますが、終了してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の(3)のイについては、終了いたします。

○平野会長 続きまして、「令和6年目標増殖量について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事 続いて令和6年目標増殖量について説明させていただきます。資料3-3をご覧ください。

Iの考え方を説明します。令和6年目標増殖量については、先ほどの議題で御協議いただいた考え方にに基づき、決定します。

IIの令和6年目標増殖量について(案)を説明します。令和6年目標増殖量について次のページ「令和5年目標増殖量(案)」のとおり決定してよろしいか、御審議よろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。

○平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○平野会長 案について、前年との比較がないため、増えたのか減ったのか分かりづらいと思います。

○伊藤課長 全体的に減っています。漁場区域を広げたところは多少増えています、それでも減っています。

○平野会長 目標増殖量が達成できないということで、このまま目標増殖量が減っていくと、いちごっこで遊漁者も減ってしまう可能性もありますから、そこら辺の懸念はしています。

○後藤委員 うなぎは、無理やり放流させているように思えます。110匹放流しても、あまり意味がないのでは。

- 平野会長 漁協さんの考えとしては、うなぎを釣る人がいて、その人が釣った分は補っていかないと、という考え方です。
- 後藤委員 禁漁期間も長くあり、釣ることができない場所もあるため、漁業権確保のために行っているのではないのでしょうか。
- 平野会長 手配できなければ、漁業権魚種をやめることができます。実際にあゆをやめるところがあります。それでも釣る人がいる以上、補わなければいけない、ということです。
- 牧野委員 興津川でも調査を行っていますが、シラスウナギは遡上しています。
- 後藤委員 私の考えですが、遡上してくるうなぎを期待して、無理やり放流しなくても良いのでは無いかと思いますが。
- 平野会長 遊漁者や組合員は、目標増殖量が少なくなって、その分だけを放流すると「それだけしか放流しないのか」となってしまう。だから、ある程度余裕のあるところは、目標増殖量以上の放流をするのが現状ですね。ただ、河川的能力を考えた時に、多く放流することが全て良いというわけではないので、非常に難しいところですよ。
- 和泉委員 稲生沢はゼロとなっていますが、懐が厳しいという事情もあります。静岡うなぎから購入していつも同じところに放流をしています。その場所で子どもたちにもじりやうげの体験をさせていますが、うなぎは捕れています。子どもたちには蒲焼きにして食べてもらっています。少ない放流だからといって、全てが無駄でもないような気がしますね。
- 平野会長 天竜川わかさぎについてですが、種苗の入手が困難であり目標増殖量を達成できていませんでした。今年は長野県と話をしまして、水窪を天竜川の支部とすることもあり、手配の準備を行いました。しっかりと増殖を実施していきます。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（３）のウでございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議無し
- 平野会長 ありがとうございます。それでは議事の（３）のウについては、決定ということで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（４）は「山梨県からの漁業権切替えに係る諮問について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

- 日吉主事 続いて、議事4について説明させていただきます。資料4を御覧ください。山梨県からの漁業権切替えに係る諮問について（諮問）です。
- Iの概要を説明いたします。山梨県から、漁業権切替えに伴い山梨県内共第4号の免許内容等の策定（漁場計画）についての諮問を、前回の委員会で議事として取り上げました。このことについて、当委員会からは異議のない旨の答申を行い、山梨県に通知しました。この漁場計画に対して、富士川漁業協同組合から漁業権免許申請が山梨県に提出されてたため、山梨県知事より「富士川における共同漁業の免許について」と「富士川における遊漁規則の認可について」に関して、本委員会に意見照会がありました。2ページからは免許について、6ページからは遊漁規則についての資料となります。意見照会の理由については、山梨県内共第4号の漁場区域の一部が、静岡県となっているためです。富士川漁協の遊漁規則について、条項ずれの修正と遊漁料金の変更が行われています。
- IIの諮問の内容です。「富士川における共同漁業権の免許について」と「富士川にいける遊漁規則の認可について」という山梨県からの漁業権切替えに係る諮問について、御審議の程よろしく願います。
- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 森田委員 富士川には山梨県との県境があり、以前は水産課で管理していましたがどうなっていますか。組合がないので。
- 日吉主事 県境の管理について、現在は県境で山梨県の富士川漁協さんと静岡県の芝川観光漁協さんがそれぞれ漁業権を持っています。
- 森田委員 何年か前、連合会で管理していました。監視員を出すようなかたちでしたが、それっきりとなっています。
- 日吉主事 今は芝川観光漁協さんが漁場を持っているため、漁協さんが管理しているかたちになっています。
- 森田委員 釣り人に聞くと、良いあゆが釣れるようであるため、管理をしっかりと。
- 平野会長 それは過去の話ということで、今は静岡県、山梨県の漁業権漁場として管理しているということです。今は過去とは違うということで御理解いただきたい。
- 和泉委員 遊漁規則の置針と竿釣りという部分がありますが、この表の見方がよくわかりません。全魚種だと1年9千円で、あまご、いわな、にじます、こい、うなぎ、うぐい、おいかわだと1年5千円になっています。許可されているのはあゆだけであり、置針でできるのでしょうか。

- 日吉主事 前ページのできる漁法で、うなぎ、こい、おいかわが置針ができることになっていまして、あゆやうぐいはそもそも置針ができないため、うなぎ、こい、おいかわにかかる表となっています。
- 和泉委員 全魚種置針9千円というのは、どういうことか。
- 伊藤課長 あゆが加わることで4千円増えます、ということです。単純化するために表にしているのだと思います。魚種ごとにすると複雑になってしまうので。
- 和泉委員 疑問に思ったので質問しました。
- 平野会長 これは静岡県が細かくタッチする必要はないですね。
- 森田委員 静岡県側の管理をちゃんとしておいた方が良いです。管理者とか。
- 平野会長 共同漁場の部分を言っているんですよ。
- 日吉主事 そうです。
- 森田委員 組合がないと、組合がないのに文句を言うと言われてしまいます。
- 平野会長 県内には共同漁業権漁場がないところも沢山あります。それら全てを管理しろ、というのは無理な話です。
- 森田委員 芝川の組合に権利を持たせるのが一番良いのだけれども。
- 日吉主事 本流も一部芝川観光漁協さんが持っています。
- 平野会長 漁協運営が非常に難しい時です。その中で、漁場を持たせるということは考えられません。義務放流が発生したり、漁場監視を行う必要が出てきます。これらは漁協の考えることであり、こちらが持たせるということではありません。
- 日吉主事 今回の漁業権の切替えて、芝川観光漁協さんが漁場を拡大したということはなく、10年前の切替え時に富士川本流まで漁場を拡大しています。この漁場を継続するかたちです。
- 森田委員 連合会で監視員を出していたが、途中でやめてしまった。
- 平野会長 森田委員、本題に戻ってください。この議題ではありませんので。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(4)でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

- 委員一同 異議無し
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（４）については、決定ということで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（５）は「特定疾病のまん延防止に係る委員会指示について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 それでは、議事５について説明させていただきます。資料５を御覧ください。特定疾病のまん延防止に関する委員会指示についてです。
- Iの経緯を説明いたします。1のコイヘルペスウイルス病（以下「KHV病」）とは。KHV病は、高い死亡率を示すウイルス性の疾病であり、コイにのみ感染が確認されています。平成15年10月の茨城県霞ヶ浦において感染が確認された後、全国的に感染が拡大し、平成17年には全ての都道府県において感染が確認されることとなりました。
- 2の本県における発生状況について。平成15年11月に釣り堀（私有水面）で初めて発生が確認されて以降、令和5年12月1日現在、全21件の発生が確認されております。
- 3の本委員会指示について。水産庁からの通知に基づき、天然水面におけるコイの放流・移植の安全確認及びKHV病確認水域からの持ち出し等について、平成16年6月より本委員会指示により制限しております。現在、沖縄県を除く46都道府県において、同様の委員会指示が発出されており、全国統一した対応がとられております。
- IIの概要として、現行の指示内容と、更新の内容を御説明いたします。まず、現行の指示の概要について、1 指示の内容。(1) 持ち出し及び放流の禁止。KHV病に感染し、又はその疑いがあると知事が認めたコイがいる水域においては、生きたままコイを持ち出し、又はコイを放流することを禁止します。
- (2) 放流の制限。公共水面やその接続水面、以下「公共水面等」において放流する場合、放流しようとするコイは、検査により、KHV病に感染していないことが確認されていること等の要件を満たす必要があります。ただし、採捕した水域と同一の水域に再放流する場合は、この限りではありません。
- (3) 遺棄の禁止。生死を問わず、公共水面等へのコイの遺棄を禁止します。
- 2 指示の適用除外。静岡県漁業調整規則第47条第1項、いわゆる特別採捕に基づき知事の許可を得たものが当該許可の範囲内で当該指示に関する行為をする場合は、委員会指示は適用が除外されます。
- 3 指示の有効期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。
- 次に、更新の内容につきまして、本委員会指示は令和6年3月31日で期間満了となりますので、有効期間を2年間更新します。
- 最後に3の諮問の内容です。コイヘルペスウイルス病のまん延防止のために、漁業法第120条第1項及び第171条第4項に基づき、事務局案のとおり指示してよ

ろしいか、審議のうえ決定をお願いします。事務局からは以上です。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 服部委員 コイヘルペスというのは、こい以外には感染しないのでしょうか。
- 日吉主事 こいだけの感染になります。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（５）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議無し
- 平野会長 ありがとうございます。それでは議事の（５）については、決定ということで終了します。
- 平野会長 続きまして、議事の（６）は「その他」でございます。まずは、ア「その他の事項について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 事務局からその他の事項については、特にございません。
- 平野会長 続きまして、イ「次回開催日程について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 次回開催日程について連絡します。次回開催は2月下旬から3月上旬を予定しております。現状議題がないので、このまま議題が発生しなければ開催しない予定です。事前に、日程調整を行いますのでよろしく申し上げます。次回開催日程については以上です。
- 平野会長 ただいま、事務局より説明がございましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 平野会長 特にないようでございますので、委員の皆様より何か連絡事項等ございますか。
- 平野会長 特にないようでございますので、以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局をお願いします。
- 伊藤課長 平野会長どうもありがとうございました。委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これもちまして、

第334回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 6 年 1 月 19 日

議 長 平野國行 

令和 6 年 1 月 25 日

議事録署名人 大石 真依子 

令和 6 年 1 月 31 日

議事録署名人 服部 乃利子 

